

## 【調査の仕様】

### 1 2005年農林業センサスの目的及び沿革

本統計は農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

また、本調査は1950年の世界農林業センサス以降10年ごとに国際条約に基づいて行うとともに、その中間年には我が国独自の農林業センサスを実施してきている。今回のセンサスで12回目にあたる。（中間年に林業を調査したのは今回から）

### 2 調査の対象

規定（6用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体を対象とする。

ただし、三宅島の火山活動により、東京都三宅村は含まれていない。

また、新潟県中越地震の災害により、調査期日（平成17年2月1日）現在における新潟県の長岡市、十日町市、栃尾市、魚沼市などの7市町村については、当初の概数公表時は含まれていなかったが、現時点においては含まれている。

### 3 調査期日

平成17年2月1日現在（沖縄県は、平成16年12月1日現在）で実施した。

### 4 調査方法

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査としている。

### 5 調査事項について

農業経営体：世帯，土地，農業労働力，農産物の生産及び販売，農作業の委託及び受託

林業経営体：世帯，山林，林業労働力，林産物の販売，林業作業の委託及び受託

### 6 数値について

(1) 県数値は確定値であるが、全国値は概数値であり、後日農林水産省が刊行する報告書の数値が確定値となる。

(2) 統計表の面積の数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

(3) 表中に用いた記号は以下のとおりである。

「0」・・・単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）

「－」・・・調査は行ったが事実がないもの、または単位に満たないもの

「…」・・・事実不詳又は調査を欠くもの

「△」・・・減少したもの

「X」・・・個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

## 6 用語の解説

### 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

①露地野菜作付面積	15 アール
②施設野菜栽培面積	350 平方メートル
③果樹栽培面積	10 アール
④露地花き栽培面積	10 アール
⑤施設花き栽培面積	250 平方メートル
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

#### 農林業経営体

これまでの農家・林家の調査単位に加え、経営に着目した農林業経営体の調査単位で把握。

##### ■個人経営体（農家・林家）

一世帯複数経営は別々に把握。

##### ■法人経営体

法人の組織経営体（農事組合法人、会社等）を把握（一戸一法人も含まれる）。

##### ■非法人の組織経営体

法人化していない組織経営体を把握。

農業経営体	<p>上記「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。</p>
個人経営体 (農家・林家)	<p>上記「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まない。)</p>
法人経営体	<p>上記「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まれる。)</p>
林業経営体	<p>前ページの「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。なお、農業経営体及び林業経営体は、今回から表象されたため、前回との比較が出来ない項目がある。</p>
農家	<p>平成17年2月1日現在（沖縄県にあつては、平成17年12月1日現在）の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。なお、農家については、総戸数と経営耕地面積、耕作放棄地面積のみの調査となっているため、従来と比較出来ない項目がある。</p>
販売農家	<p>経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。</p>
自給的農家	<p>経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。</p>
農事組合法人	<p>農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。</p>
株式会社	<p>商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
有限会社	<p>有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
合名・合資会社	<p>商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
相互会社	<p>保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。</p>

農 協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織が該当する。
森 林 組 合	森林組合法に基づき組織された組合をいい、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
そ の 他 の 各 種 団 体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合 愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社（第3セクター）もここに含 める。
地方公共団体 ・ 財 産 区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設 けられた特別区をいう。
経 営 耕 地 面 積	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所 有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借 りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
耕 作 放 棄 地 面 積	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作 付けする考えのない耕地の面積をいう。 転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。
専 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は 調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいな い農家をいう。
兼 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第 1 種 兼 業 農 家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第 2 種 兼 業 農 家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。